

損害賠償の和解について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 7 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定による。

## 損害賠償の和解について

立川市は、令和7年6月23日午後1時6分頃、立川市砂川町4丁目59番地の1において、立川市が管理する樹木が管理の不備による腐敗から倒れ、家屋の一部を倒壊させた事故（以下「本件事故」という。）による損害の賠償について、次により和解する。

### 記

#### 1 和解の相手方

本件事故により物件の損害を被ったA氏

#### 2 和解の内容

- (1) 立川市は、A氏に対し本件事故に基づく一切の損害賠償金として、6,035,700円を支払う。
- (2) 立川市は、A氏に対し、前号に定める損害賠償金6,035,700円を和解契約（示談）の締結後にA氏の指定する口座に振り込んで支払う。
- (3) 立川市及びA氏は、和解が成立した以後、本件事故に関し、いかなる事情が発生しても双方とも異議の申立てをしないことを確認する。

## 示 談 書 (案)

本件事故に関して下記のとおり示談が成立しましたので、今後いかなる事情が発生いたしましても、双方とも異議の申立てをしないことを確約いたします。

令和 年 月 日

第一当事者 (甲) 住 所 立川市泉町1156番地の9  
立 川 市  
氏 名 代表者 立川市長 酒井 大史 印

第二当事者 (乙) 住 所  
氏 名 印

1. 事故発生日時 令和7年6月23日 13時06分頃

2. 事故発生場所 東京都立川市砂川町四丁目59番地の1

3. 事故原因状況 上記日時、場所にて乙所有の家屋に、隣接する玉川上水緑道で甲が管理する樹木が管理の不備による腐敗から倒れ、家屋の一部を損壊させた。以下余白。

4. 示 談 内 容 甲は乙に対し、本件事故の一切の損害賠償金として、金6,035,700円を乙の指定する口座、

銀行 支店 ( )

名義 (カナ) に支払う。

なお、本件示談のほか、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

以下余白。